

特定非営利活動法人
東大阪市民環境会議

へようこそ

【設立趣意書】

現在、地球温暖化、オゾン層の減少、森林破壊、海洋汚染、水質汚染、農薬汚染、廃棄物問題などの環境問題がいずれも大変深刻な状況になっており、全国で大きな関心を集めています。

私たちの地球は無限ではなく、限りある地球で限らない物質的な豊かさを実現するのはもともと不可能であり、今までの私たちの便利さ、快適さ、贅沢を求めた過剰な消費と大量の廃棄物が地球環境問題の最も大きな原因であると思います。このままでは私たちの子供たちに生存可能な環境や資源を残すことはできません。

これらの環境問題を改善させるためには、①私たち一人ひとりが問題を素直に認識し、②過激な行動ではなく、③日常生活の中でみんなができる方法を考え、④みんなで実践していく必要があると思います。

この度、上記の方針に基づいて、東大阪市の自然環境の保護、歴史的文化遺産の保全、安全な食べ物の供給、地球環境にやさしい商品の開発・製造・販売、快適・安全な街づくり、廃棄物・水・大気などの環境問題の改善、環境教育を行っていくことを目的に、市民が主体性を持ち、自治体や事業者と対等の立場で協働していく核となり、対外的にも明確な運営のできる組織として『特定非営利活動法人 東大阪市民環境会議』を創設することといたしました。

以上

【ご入会のご案内】

○東大阪市民環境会議の会員になりませんか！

東大阪市民環境会議は、東大阪市民の方々が中心になり、活動・運営しています。これからも、より活発に事業を進めていきたいと思っておりますので、ぜひご参加ください。

- ・会員になると、東大阪市民環境会議の事業活動に参画していただくことができます。
- ・東大阪市の環境関連情報、大阪府を中心とした NGO・NPO 活動の情報を提供します。

○会員の種類・会費

正会員（総会での議決権があります）

- ・個人・団体とも 年会費 2,000 円

賛助会員（総会での議決権はありません）

- ・個人・団体とも 年会費 2,000 円

○入会する方法

- ・郵便振替の用紙に、郵便番号、ご住所、お名前（ふりがな）、電話番号、会員の種類、送金内容をご記入のうえ、会費を添えて郵便局にてお振込みください。
- ・郵便振替：口座番号 00910-1-76441

東大阪市民環境会議

□連絡先

特定非営利活動法人 東大阪市民環境会議

〒577-0808 東大阪市民横沼町 2-7-20

Tel-fax 06-6723-0041



□最近の活動内容

- ・ 地球温暖化防止活動（環境家計簿等）
- ・ リターナブルびん再使用促進活動
- ・ 河川等浄化活動（長瀬川・恩智川の浄化活動参加）
- ・ 東大阪市民環境ネットワークなど他の環境団体への参画
- ・ 東大阪市等のイベントへの出展参加
- ・ 政策提言活動
- ・ 会報の発行

□定款（抜粋）

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 東大阪市民環境会議（以下「この法人」）という。

第3条（目的）

この法人は、東大阪市の環境について、心に潤いとゆとりを持てるようなまちづくりを考え、身近な自然環境・歴史的文化的環境・生活環境などの保全、回復、創造などを行うことを目的とする。

第2章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は次の2種類とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

第12条（種別）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長、副会長は、理事の互選により定める。

第14条（任期）

役員は任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第18条（顧問）

役員の外に顧問をおくことができる。

第4章 総会

第19条（種別）

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（開催）

通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

第25条（定足数）

総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第5章 理事会

第29条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第39条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第44条（事業年度）

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

